

## 議題(2)「新市将来構想等」の策定方法について

資料 策定の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～4

議案 小委員会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～7

## 策定の方法について

### 1 策定の方法

構成市町村が合併したと想定し、マーケティングを徹底した中で、新市の将来性や可能性等の検証を行い、20年・30年先を見据えた30万都市としての状態を住民の視点でベストな姿になるように追求し、それを実現するための戦略や仕組み等を構築していくものとする。

### 2 誰のために策定するのか

新市将来構想は、次世代を担う今を生きる子供たちを中心に、合併市となると想定した場合の全住民のために策定する。

### 3 策定期間等

平成15年2月から平成15年7月とする。

任意合併協議会には毎回作業の進捗状況を報告し、平成15年4月には中間報告、7月に最終報告を行うものとする。

### 4 長岡地域市町村合併研究会報告書との関連

研究会では、目指すべき都市像（理念）や目指すべきまちづくりの方向が素案として示されているが、他の方向性も探りながら様々な視点での検証を行っていく。

### 5 策定の体制

「合併は50年に1度の新しいまちづくりの大きなチャンス（価値観を変える時代の到来）」（研究会報告書）であることから、策定の体制を創意工夫していくものとする。

(1) 協議会に策定のための小委員会を置く。

(2) 策定のための体制

#### ① 任意合併協議会

新市将来構想の最終的な意思決定組織とする。

#### ② 新市将来構想策定小委員会

協議会からの付託により新市将来構想を詳細に協議・検討する。

### ③ 住民参画等

住民アンケートの実施、有識者・企業ヒアリング、住民ヒアリング等を実施する。

### ④ 企画・総合計画分科会及び各分科会

分野別に調査・検討を行う。

### ⑤ コンサルタント

新市将来構想策定の支援を行う。

### ⑥ 事務局

新市将来構想策定に関し必要なこと全般や資料作成を行う。

## 6 各種意見の反映

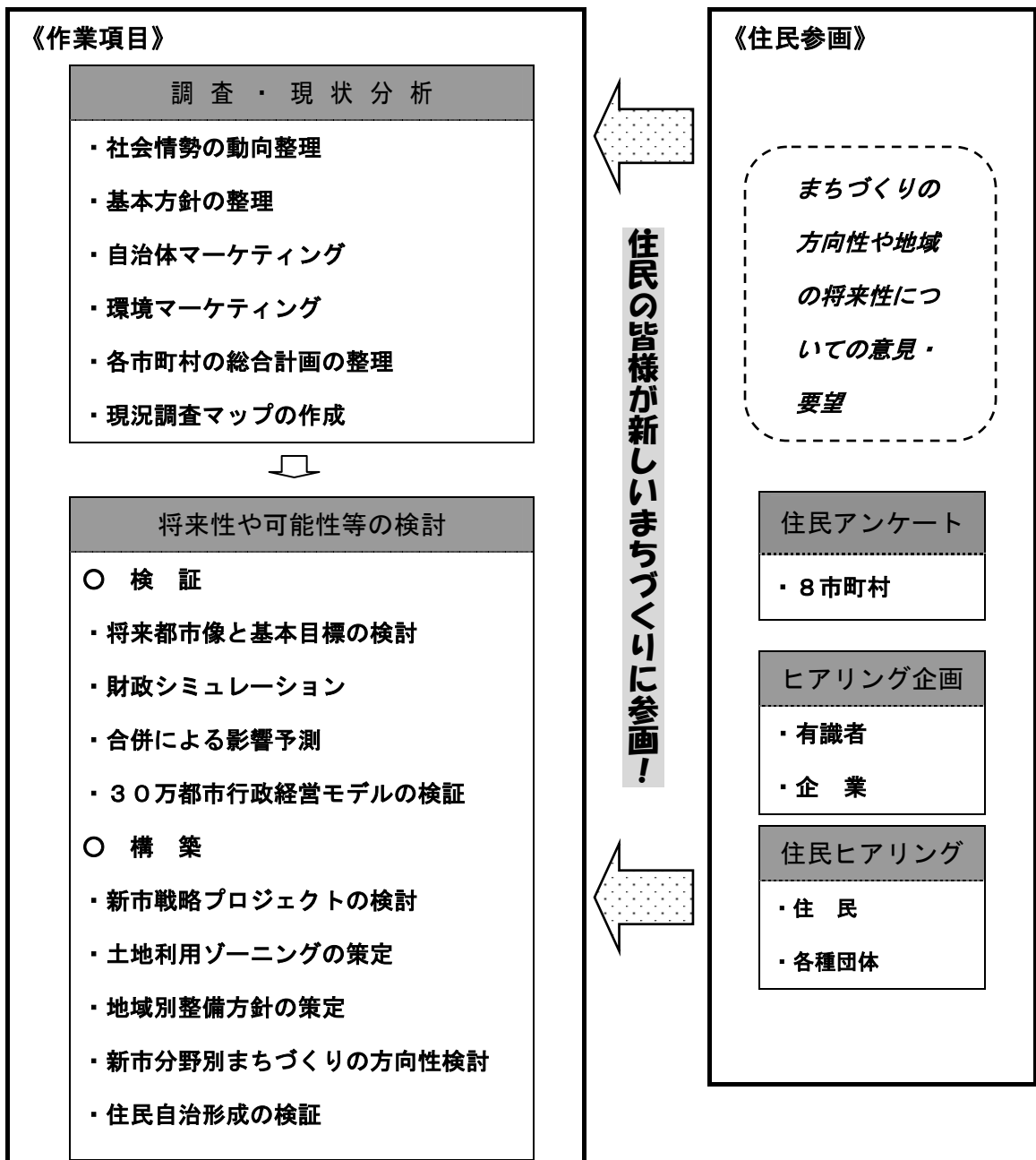
新市将来構想を策定するにあたっては、より多くの住民の意見や意向を把握するために、住民参画等の手法を取り入れていく。(住民アンケートの実施、有識者・企業ヒアリング、住民ヒアリング等)

ただし、手法や分析方法については今後検討していく。

## 7 留意事項

策定期間が短く、各市町村の地域特性が異なり、価値観が不明確かつ複数あり、結果については未知の度合いが高いことから、策定にあたってはスケジュール管理や体制、作業内容等については創意工夫しながら柔軟に対応していくものとする。

# 新市将来構想策定の流れ（案）



## 新市将来構想（まちづくりビジョン）策定

### ① 新市のまちづくり基本理念

新市が目指すべきまちづくり将来像を支える理念を示します。

### ② 新市のまちづくり将来像

新市が目指すべきまちづくり将来像を長期的視野から示します。

### ③ 新市のまちづくり構想

目指す将来像を実現するための基本的なまちづくり構想を示します。

### ④ 新市のプロジェクト

まちづくり構想に必要と考えられるプロジェクトを創出し、示します。

## 小委員会の設置について

長岡地域任意合併協議会では、任意合併協議会規約（以下に抜粋を示す）に基づき小委員会を設置することができるかとされている。

### 長岡地域任意合併協議会規約

（平成 15 年 1 月 1 日施行）

・・・（第 1 条から第 7 条略）

（小委員会）

第 8 条 任意協議会には、その協議事項を専門的に調査、研究させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

・・・（第 9 条以降略）

第 1 回任意合併協議会で承認された協議項目である市町村建設計画を念頭に置いた新市将来構想の策定については、当初から任意合併協議会委員の参画が必要不可欠となる。

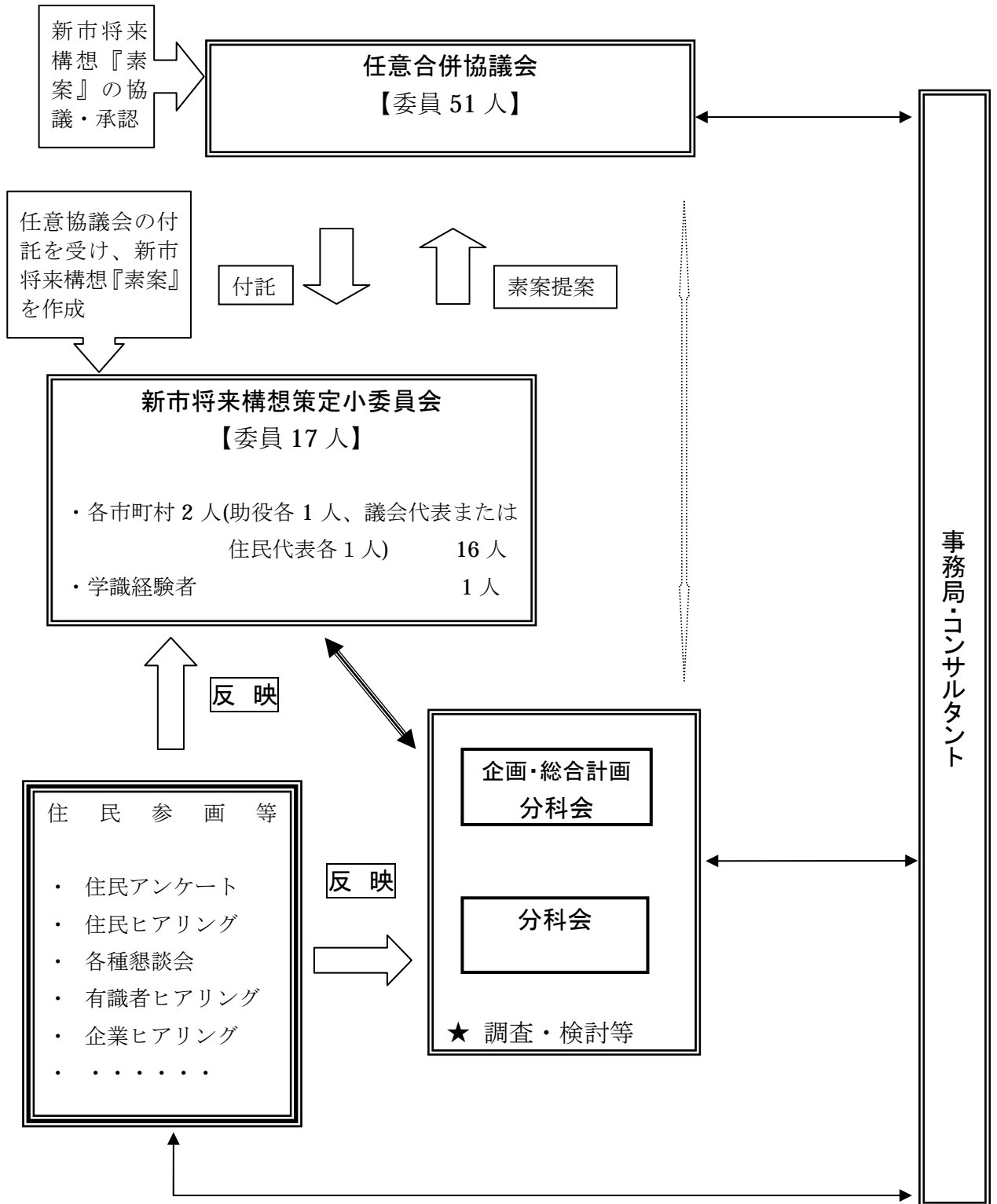
しかしながら、短期間に効率的な策定作業を行い、実効性の高い構想を策定するには、開催回数や時間の限られた任意合併協議会の中では困難が伴うと予想されるため、任意合併協議会規約に基づく小委員会を設置し、任意合併協議会の付託事項として小委員会において素案を作成することとするもの。

なお、小委員会は任意合併協議会委員の中から選出される者によって構成されるものとする。

長岡地域任意合併協議会  
新市将来構想策定小委員会設置要領（案）

- 1 目 的 本任意合併協議会の主要事業である新市将来構想策定にあたり、構想を真に住民のものとし、かつ実効性のあるものとするためには、構想案策定時から、任意合併協議会委員が参画することは必要不可欠である。そこで「新市将来構想策定小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置する。
  
- 2 委 員 小委員会の委員は17名とし、構成市町村からそれぞれ任意合併協議会委員2名と学識経験者の1名が参加する。その内訳は、以下のとおりとする。
  - (1) 構成市町村の助役各1名
  - (2) 構成市町村の議会代表または住民代表各1名
  - (3) 学識経験者1名なお、上記(2)の委員については、各代表のうちから互選で選出する。(3)の委員については、会長が選出する。
  
- 3 組 織 小委員会に委員長及び副委員長を置く。
  
- 4 内 容 8市町村が合併したと想定し、長岡地域の発展と今を生きる子供たちの未来のためにも何が必要かを検討していき、目指すべきまちづくりの方向を定めた将来構想の素案を作成する。
  
- 5 任 期 平成15年3月から新市将来構想策定日まで
  
- 6 委員会 小委員会は随時開催するものとする。また、小委員会での協議結果については、直近の任意合併協議会において報告するとともに、小委員会で作成した基本理念や将来都市像などを任意合併協議会に諮るものとする。

## 新市将来構想策定体制イメージ図(案)



※ 本体制図はイメージであるとともに、業務の進捗状況や内容等により柔軟に対応するものとします。

## 合併に係る総合コンサルティング業務委託業者決定の経緯

- 1 委託業者名 建設技術研究所・UFJ 総合研究所共同体  
(共同体代表者) 株式会社 建設技術研究所  
東京都中央区日本橋本町 4-9-11  
代表取締役社長 石井弓夫
- 2 委託予算金額 平成14年度 700万円
- 3 契約締結時期 2月下旬
- 4 選定の経緯 本業務については、プロポーザルの手法で、コンサルタント会社11社中7社から企画提案書の提出を受け3日間に渡り、事務局で専門にヒアリングを実施した。業務遂行能力、担当者の経験と能力、業務への取り組み姿勢と考え方、ノウハウ等を総合的に比較検討し、上記業者を選定した。
- 5 委託業者の主な実績  
北陸の地域づくり戦略に関する調査業務委託  
(北陸建設弘済会)  
長崎地域新市建設計画策定支援  
(長崎地域合併協議会)  
豊田市第6次総合計画基礎調査  
(豊田市)
- 6 体制 総合コンサルタントとシンクタンクのジョイントにより、各専門領域を融合させた総合的な支援体制で当業務に対応する。  
建設・経済等の各分野における学識者との連携によって多方面からの精度の高い情報を集積させる。



# 新市将来構想策定スケジュール《現在案》

